

水産物品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１６号）

（適用の範囲）

第１条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１４号）の別表に掲げる水産物に適用する。

（定義）

第２条 この基準において、「養殖」とは、幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。

（表示事項）

第３条 水産物の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第３条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 冷凍したものを解凍したものである場合にはその旨
- (2) 養殖されたものである場合にはその旨

（表示の方法）

第４条 前条第１号及び第２号に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第４条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 解凍
「解凍」と記載すること。
- (2) 養殖
「養殖」と記載すること。

（表示禁止事項）

第５条 生鮮食品品質表示基準第６条各号に掲げるもののほか、第３条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、表示してはならない。

附 則

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成１２年７月１日以後に販売される水産物に適用する。